

若者だけじゃない! よくある相談をピックアップ

高い商品の支払いは未来の自分に託す?

クレジットカード払い



クレジットカードで支払うことは、後でカード会社によって自分の口座から引き落とされるということです。中でもリボ払いは、高額な商品を購入しても毎月の支払いを一定額に抑えることができる支払方法ですが、手数料が高めに設定されていることが多く、最終支払い額が高額になることがあります。

ここがポイント!

- ✓ 契約時には、リボ専用カードじゃないか、自動リボ設定じゃないかを確認
- ✓ できるだけ手数料のかからない一括払いを選択
- ✓ リボ払いをするならしっかり計画を立てる
- ✓ クレジットカード契約後は毎月の利用明細を必ず確認

「お試し」「1回だけ」のつもりが

定期購入になっていた



定期購入とは、毎月など一定の間隔で決まった商品を自動で購入するサービスです。化粧品や健康食品などよく読まない定期購入と分からないようになっていっていることがあるので注意しましょう。ツイッターやインスタグラムなどSNSの広告から誘導されやすいですが、SNSの広告は再度探ることが難しく、何かあった場合に連絡がとれなくなる場合があります。よく考えてから購入しましょう。

ここがポイント!

- ✓ その商品が市場価格より大幅に安い場合は即決せず一度口コミなどを調べてみる
- ✓ 契約時には支払総額や回数を確認
- ✓ 最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮ったりするなどし契約情報を残す(注文後に条件などが変更され契約時の情報を確認できなくなることを防ぐことができます)

専門家に聞く



行田市消費生活センター
いさか まさのり
相談員 **井坂 正則**さん

全国的に18、19歳の消費生活相談数は4月から徐々に増加傾向にあります。情報社会の中では、契約を結ぶ際に内容を読み解く理解力や応用力が必要です。今後若い人々にはさらなる「お金の管理能力」と「ネットリテラシーの向上」が求められるでしょう。また、予防だけではなく、トラブルに巻き込まれてしまったときの解決方法も身につけておきましょう。訪問販売や電話勧誘による契約、エステや学習塾のような継続的に役務の提供が行われる契約などは、誰でもクーリング・オフ制度が利用できます。契約書を受け取った日を含め8日間などの条件があるので、子どもに相談されたときにすぐに対処できるよう大人もしっかり理解しておいてほしいですね。

もし、トラブルに巻き込まれてしまったときには、すぐに家族に相談しましょう。早ければ早いほど解決できる可能性が高くなります。言いにくい、解決できないときには、消費生活センターへ迷わず相談してください。

※同センターへの相談日時は17ページの各種相談をご覧ください。

失敗しないためのヒントはココ!

ネット通販では必ず「**特定商取引法に基づく表記**」を記載することが法律で定められています。ページの最下部などにあり、返品や交換についての規定を確認できます。購入前に確認することで、信用できる相手か判断する手がかりになります。

採用情報 利用規約 プライバシーポリシー **特定商取引法に基づく表記**

<p>特定商取引法に基づく表記</p> <ul style="list-style-type: none"> ■販売事業者の名称 ○○株式会社 ■販売事業者の住所 China... 物流センター 埼玉県... ■販売事業者の連絡先 ○○○-○○○○ ■支払方法・支払い期限 クレジットカード、代引き、コンビニ決済 ■注文の取消し・返品・交換 商品到着後7日以内、未使用に限る...当社が指定する方法以外の返品は受け付けません。 	<p>海外の会社かどうかもここを見て判断できる</p>
<p>連絡先を必ずチェック</p>	<p>法人であるにも関わらず個人口座への振り込みを要求される場合は注意すること</p>

取り消しなどの条件を確認すること

困ったときの
全国共通番号

消費者ホットライン

い や や
188

知る・学ぶことで防ぐ被害

出前講座を行っています

消費生活センターの相談員が向向き、小学生や中学生へのお金の使い方、インターネットを利用した悪質詐欺、また高齢者を狙った消費者トラブルなど受講者に合わせた内容での講座を行っています。申し込み方法などは市ホームページをご覧ください。



最新情報は国民生活センターのホームページで確認!



市ホームページでも最新の手口を紹介中!



18歳になったら契約は慎重に



こんな言葉に要注意!!



返金保証あり! 芸能人も愛用! 今だけ特別価格!

→商品が届かない、写真と異なるものが届いたなどトラブルが報告されています。通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。事前に返品・解約の条件や販売事業者の連絡先を確認しておきましょう。



チャットで相談にのるだけ! 誰でも簡単に稼げる!

→怪しいアルバイトは報酬を得るために手数料や登録料を次々と支払わされることが予想されます。また「荷受代行」や「荷物転送」のアルバイトの真の目的は、あなたの名義でスマートフォンを購入することです。住所や銀行口座など個人情報は伝えないようにしましょう。



5,000円で全身脱毛! 二重まぶたの手術が1日で!

→誇大広告の可能性があり、高額なサービスへの誘導や施術後腫れが引かないなどトラブルのもと。リスクや副作用が全くないことはありません。医師から説明を必ず受け、その場で契約・施術はやめましょう。

民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には原則として契約を取り消すことができることとされています。このたびの成人年齢の引き下げによって、新たに18歳、19歳の方が親の同意を得ずにさまざまな契約ができるようになりました。

自分の判断だけで契約できるようになりますが、自由には責任が伴います。自分にとって本当に必要な契約かどうか考え、内容をよく理解し納得した上で決めることが大切です。

契約するときのポイントをcheck!

- ◆ 契約する前によく考え、誰かに相談
- ◆ 「絶対儲かる!」など、うまい話はまず疑う
- ◆ 断るときは「要りません」ときっぱり

アドバイス

「お金がない」という断り方だと借金をさせられたり、クレジットカードを作られたりする可能性があるため注意しましょう。

生徒に聞く



県立進修館高等学校 3年生
生徒会長
いわぶち みずき
岩淵 瑞生さん(17)

「18歳から成人」の印象は。
同じ学校の中で「大人」と「未成年」が混在することが不思議だなと思いました。自由が増えることは

うれしいです。
成人になり楽しみなことは。

洋服が好きなので、クレジットカードでネットショッピングがしたいです。大きな買い物をするときは事前に相談することを、家族と約束しています。

一方で不安に思うことはありますか。

クレジットカードの使い方には気を付けたいです。先に18歳になってクレジットカードを作っている友達もいるのですが、使えたりしないか心配しています。

どんな大人になりたいですか。

幅広い分野でできることが増えるので、モラルや限度を守りながら行動していきたいです。ネットなどあふれる情報の中で、正しい知識を選び抜く目を持った大人になりたいです。

新たに18歳で成人になる高校生
実際の現場はどんなのかな



先生に聞く

県立進修館高等学校 教諭
公民科担当
あらい なつひこ
新井 夏彦さん

指導をする上で気を付けていることは何ですか。

消費者教育の授業で契約について詳しく触れ、18歳から契約無効ができないことは特によく伝えていきたいです。教員も研修などを行い、学校として対策や準備をしています。

指導方法に変化はありますか。

現在の3年生には2年生の時に成人年齢変更に関するリーフレットを配布しましたが、今後は18歳になる前の1、2年生の時に「公共」の授業の中で行い、早めに知識を身につけてもらいます。

生徒や保護者に気を付けてもらいたいことは。

学校では知識やリスクを教えることができますが、実際に近くで見守ったり、トラブル時にリスクが降りかかってくるのは家庭が中心になります。進学に係る奨学金などお金に関することも増えます。返済計画をしっかり立てるなど、生徒には社会的責任を自覚してもらいたい。一人で判断せず家庭での話し合いも欠かせないようにしてほしいです。